

柏市 電力・ガス・食料品等 価格高騰支援給付金

住民税非課税世帯

均等割のみ課税世帯

こども加算分

支給対象となる世帯

(令和5年12月1日に柏市に住民票があり、次の支給要件にあてはまる世帯)

非課税
世帯分

世帯全員の
令和5年度住民税
「非課税」

均等割
世帯分

世帯全員の
令和5年度住民税
「均等割のみ課税」

1世帯あたり7万円を給付します

同じ世帯に18歳以下の児童
がいる場合

こども
加算分

こども1人あたり
5万円を給付します

※ただし、令和5年度住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

※18歳以下の児童とは、平成17年4月2日以降生まれのかたです

※住民税均等割のみが課税である世帯で3万円の給付を受けている世帯には「確認書」、住民税非課税世帯で7万円の給付を受けており18歳以下の児童がいる世帯には「支給案内書」を送付しています(詳しくは裏面へ)

※以下に該当する世帯は申請が必要です(詳しくはお問合せください)

- 均等割のみ課税世帯で前回3万円の支給対象でなかった世帯(主に令和5年6月2日以降に柏市へ転入した者を含む世帯)
- 基準日(令和5年12月1日)以降に出生した児童と同一の世帯
- 寮や施設等に入っている別世帯の児童と生計が同一の世帯
- 死別や離婚等により、生計関係に変化(扶養親族でなくなった場合も含む)があった世帯
- 修正申告等により、世帯全員の令和5年度住民税が「均等割のみ課税」もしくは「非課税」になった世帯
- その他、転入の手続きが遅れた等の理由により「支給案内書」または「確認書」が送付されていない世帯

※受給は1回がぎりです。均等割のみ課税世帯については、既に他の市区町村で同様の給付金の対象だった場合(辞退、未申請も含む)、10万円から対象だった額を差し引いて支給します。

(例:他の市区町村で2万円受給済みの場合、 $10-2=8$ 万円を支給)

申請期限:令和6年4月19日(金)(非課税世帯)

令和6年5月31日(金)(均等割のみ課税世帯・こども加算)

お問い合わせ ※9~17時 土日、祝日除く

電話

柏市価格高騰支援給付金
コールセンター
04-7165-0250

窓口

柏市柏五丁目10番1号
柏市役所 別館1階
給付金担当

※福祉政策課(別館2階)
の窓口とは異なります

柏市 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金

住民税非課税世帯

均等割のみ課税世帯

こども加算分

支給スケジュール

◎支給案内発送 ○確認書発送 ●支給開始

区分	支給額	1月	2月	3月	4月	5月	6月
非課税世帯	7万円/世帯	◎○●	以降、随時支給				
こども加算	5万円/児童		◎	●	以降、随時支給		
均等割のみ課税世帯	7万円/世帯		○	●	以降、随時支給		
こども加算	5万円/児童		○	●	以降、随時支給		

※確認書や申請書の提出後、支給まで1ヶ月半程度かかる場合があります

非課税世帯のかた

※非課税世帯（7万円/世帯）の支給対象となる世帯へ令和6年1月5日からご案内を順次発送しています

※こども加算については、非課税世帯向け給付金（7万円）を支給した世帯のうち支給対象となる世帯へ、令和6年2月28日からご案内を順次送付し、3月18日頃から順次、追加支給分を振込みます

均等割のみ課税世帯のかた

※柏市において令和5年8～12月頃に令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向け給付金（3万円）の対象だった世帯へ、令和6年2月28日からご案内を順次送付し、3月22日頃から順次、追加支給分（こども加算を含む）を振込みます。これ以外の世帯は申請が必要です。

非課税世帯

確認書・申請書提出期限

令和6年

4月19日(金)

当日消印有効

均等割のみ課税世帯・こども加算

確認書・申請書提出期限

令和6年

5月31日(金)

当日消印有効

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方へ

現在お住まいの住所に住民票を移すことができない方でも、住民票上の世帯とは別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。

柏市給付金HPはこちらから



ご案内
オンライン申請
各種書類のダウンロード

発行：柏市 福祉部 福祉政策課 給付金担当



「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」
にご注意ください！